

## 第 54 回愛知県国土利用計画審議会会議録

日時

平成 22 年 1 月 20 日（水） 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

場所

愛知県議会議事堂 4 階 会議室 5

出席した委員

青山秋男	石川好和	石田典子	伊藤博
伊藤万知子	桂俊弘	志水暎子	清水裕之
竹中千里	西川厚志	福谷清子	藤田素弘
三浦孝司			

（13 名）

出席した幹事

地域振興部土地水資源課長（事務局兼務）	知事政策局企画課長（代理）
環境部自然環境課長（代理）	産業労働部産業立地通商課長（代理）
農林水産部農業振興課長（代理）	農林水産部農地計画課長（代理）
農林水産部林務課長（代理）	農林水産部森林保全課長（代理）
建設部都市計画課長（代理）	建設部道路維持課長（代理）
建設部河川課長（代理）	建設部住宅計画課長（代理）
建設部建築指導課長（代理）	企業庁企画調整課長（代理）

出席した事務局職員

地域振興部長	片桐正博
地域振興部土地水資源課長	高田憲一
地域振興部土地水資源課主幹	上手哲也
課長補佐	本多宣和
主任主査	三輪政男
主査	前野貴生
主任	中島好泰

1．開会（事務局：高田土地水資源課長）

2．あいさつ

片桐地域振興部長

3．議題

（1）愛知県国土利用計画（第四次）案について

ア 説明

資料により、土地水資源課本多課長補佐から説明。

イ 質疑

（三浦委員）

前回の11月開催の審議会の中間報告で概ね了解していたわけですが、先般いろいろと話を聴く機会がありまして、ここで一言言いたいのは過疎対策についてです。私が住む豊田市は数々の市町村合併により大きくなったところであり、その中に昭和45年に合併した松平町というところがあるわけですが、ここは都市計画決定により、一部は市街化区域となりましたが、ほとんどは市街化調整区域となったわけです。それはいいのですが、ここは中山間地域なので、どんどん人口が減少しており、例えば児童数減少により学校が閉鎖や合併しなければならない状況です。そのような中で、大きな宅地化ではなく、5軒や10軒程度の開発が認められるようなことができないかという議論になったわけです。しかし都市計画決定により市街化調整区域となっていることから開発は難しく、一方、豊田市内では旧藤岡町は別だが、平成になって合併した他の地域は、都市計画決定されていないことで、規制が全く無いとは言わないが、ある程度宅地化が少しずつできていくということがあるわけです。また、この松平地区は、愛知県の中で、これからトヨタ自動車がつくろうとしている研究開発施設の隣に位置するところでもあり、決して大規模な宅地化を望むものではないが、市街化調整区域であるがゆえに、地元が望むような住まいの提供ができない状況にある。このような中山間地域に人を住ませなくなるからこそ耕作放棄地の問題等の課題が多くあるわけで、このような地域に都市計画の網を掛けてしまったが、逆に網を外してもらえれば、ある意味で過疎対策ができるということを考えて、国土の利用をどのように考えていくのか、大変大きな課題を抱えてしまったと感じたところです。ここまでこの国土利用計画の案ができてしまったものを覆すつもりはないですが、そういう問題をどう捉えながら国土の利用をどうしていくのかということも、一つの懸念として考えていただきたい。過疎化対策については県議会の答弁でもいろいろと聞いているが、そのような過疎化に対応できる国土利用計画なのかということも一度考えていただきたい。

( 地域振興部長 )

只今過疎地における土地利用に関してご意見いただき、大事なご指摘だと受け止めております。

過疎地の対応としては、市町村合併が進む中で愛知県としましては、あいち山村振興ビジョンというものを昨年度策定させていただき、その中で、安心・安全という視点やにぎわいの創出等を重点にしております。また、ご指摘のとおり、住人の減少により地域の十分な管理ができなくなるという視点から、移住を進めるような施策や移住に至らなくても交流を活発化させようという施策を進めており、例えば交流居住センターというところをつくりまして、居住に向けた情報提供や各種支援等を行っております。また、その他の山村振興、過疎対策についても、各事業を通じて具体的に取り組んでいるところでございます。

土地利用に関するこの計画の中で、どう整合を図っていくか、どのような方向性を打ち出していくかでございますが、今のご発言は、市街化調整区域であるがために人が住もうと思ってもなかなか家が建てられないというご指摘かと思えます。調整区域につきましても個別に具体的な動きがございましたら、地区計画を作ることによって小規模でも対応可能な部分があるかと思えますが、具体的なそれぞれのケースに応じて法手続きの中で認められる手法を用いまして取り組んでいくこととしたいと考えております。また、そういった人が住む環境を整えていくことが、この計画にある県土を持続可能な形で維持していくという観点から非常に大事なことだと承知しているところでございます。

( 三浦委員 )

地区計画のような大規模なものではなく、もっと小規模で、そのようなものを地元住民が望んだ場合に何ができるのかという話をしている。

( 清水会長 )

これは、都市計画の審議会等の話題だと思いますが、土地利用について市街化調整区域では開発抑制ということになっているが、かなりのことができるようになっています。実際には既存宅地制度というものは、現在はもう無くなっていますが、実際に今まで住宅・宅地として使われていたところでは、引き続き宅地として使っていくことが十分できるような制度となっていて、そういう意味では集落の中で使われていないような宅地の部分はまだまだいろいろなことが展開できるような状況になっています。逆に我々が今求めなければならないことは、無秩序な開発を抑制しなければならないということで、それがいくら小さなまちであっても、無秩序な開発というものは抑制しなければならない。そういう意味では計画をきちんと立

ていただき、地域合意の中で、たとえそれが小規模で地区計画とならなくても地域の展開計画を作りながら考えていくということであれば、それは十分に発展の余地があると思いますし、それが今まで足りなかったことではないかと私は思っております。

（三浦委員）

私も行政当局といろいろと研究してきたが、言いたいのは、この計画にいろいろときれいなことが書いてあるが、どのように具体的に実際の地域に反映していくのかということ、先ほど豊田市松平町の話をしたが、随分以前に都市計画区域の市街化調整区域となったことで過疎化を進めてしまうという状況や、その近くでは企業の研究開発施設建設が予定されている等の変化が起きている実態がある中で、この計画で県土の有効利用と言いながら、きちんとした考え方や条件が示せるのかと言いたい。

（地域振興部長）

計画案は本日諮問させていただいておりますが、この内容を変更し、さらに調整を図るということではなく、今の三浦委員からいただきましたご意見については、これを会議の記録にしっかりと留めさせていただき、今後の都市計画部門との調整等の中でしっかりと対応していくこととさせていただきご理解いただければと考えているところでございます。

（三浦委員）

10年先のことをやろうとしている計画がそのようなことでいいのか。

（清水会長）

これについては、三浦委員はご意見があると思いますが、私どもはこれまでかなり細かいことまで審議してきましたし、特別委員会としても議論してきましたので、他の委員の方のご意見もお聞きしたいのですが、この計画案で今の三浦委員のご指摘ができないと思われる方いらっしゃいますでしょうか。三浦委員がご心配となっていることはおそらく単に土地利用の話だけではなくて、地域開発や地域振興を含めた全体の話ですから、そういうことを含めて考えていくということで、この国土利用計画案によってご指摘のようなことができないということはないと考えていますが、いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

（青山委員）

三浦委員が言われたのは現実の問題ですね。このような計画を文章化しても現実にはいろいろと対立点がある。例えば、市街化調整区域に家を建てようとするとき、今会長が言われたような制度があるとのことだが、市町村や県の農業委員会がなかなかいいとは言わないという状況がある。制度上の高いレベルではできることがた

くさんあっても、現実的にはなかなかできないということが多い。私も地元の例で知っているが、いいと言っていたものが、次はだめだという例がある。山村振興の話で言うと、いろいろとビジョン等をつくったりしているが、現実には非常に難しい。大きな計画、例えばさきほどの企業の研究開発施設のような変化があれば、県や市町村でも対応し易いかもしれないが、個々のケースで見ると言うは易く行うは難しというのが現実だ。また、先日豊田市で起きた司直の手が下った事例のようなことがあると、もう市町村の担当者などは対応が冷え切ってしまい、聞いただけで受け付けられないということがあるように聞いている。愛知県は今後人口増加傾向が鈍化するといわれているが、雪がたくさん降る裏日本の地域とは違って、今後も振興するべきで、また振興できる地域だ。先日、鳥取県や島根県の状況を聞く機会があったが、あちらとこちらでは限界集落のありようが全然違う。愛知県では、年齢で言うと65歳以上が50パーセント以上を限界集落というが、向こうは以前100軒住んでいたが今は誰もいない村とか、今は1軒だけという村がたくさんあって、愛知県とは過疎の程度が全然違う。向こうがどうか言うつもりはありませんが、このようにいろいろと条件が違う愛知県や静岡県等はまだまだ人が増えるという感じを受けている。現実的な対応してもらえよう要望しておきます。

(清水会長)

いろいろとご意見があると思いますが、この計画案の文章を変更しなければならぬ点はありませんでしょうか。様々な振興をするということで、いろいろな要望や問題があることはよく承知しているし、県も分かっていると思うので、ご意見を踏まえていろいろな施策に反映していくことが大事だと思います。

(三浦委員)

私はここで問題提起しており、大学の先生方もおられる中、現実の状況を分かっていたきたいし、県当局は分かっているから言っている。遅くに意見して申し訳ないが、できるだけ、そのような現実を反映してもらいたい。

(清水会長)

この計画案にはかなりの箇所で過疎地の振興を含めて書いてあり、土地利用の計画としてはそのようなところにも配慮して作られていると理解しているので、具体的にこれからの個別の施策で反映していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、第四次計画案としてはこれでお認めしてもよろしいでしょうか。

ウ 結論

(清水会長)

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

(2) 愛知県土地利用基本計画変更案について

ア 説明

資料により、土地水資源課上手主幹及び自然環境課から説明。

イ 質疑

(志水委員)

自然保全地域の指定にあたって、一部に民有地が含まれているが、所有者の了解は得られているのか。

(幹事：自然環境課)

この地域指定を行う作業の初期の段階で、所有者の方へ地域指定にかかる規制等についてご説明して了解をいただいております。

(竹中委員)

名古屋市の東谷山地域の指定について、湿地の保全の場合には水のかん養が重要なので、保全するにはそれも含めて保全するべきだと思いますが、今回のエリア設定はどのように決めたのでしょうか。

(幹事：自然環境課)

今回の地域指定の区域は、現況の自然環境が残されている地域となっています。また、この区域の北東が尾根になっており、そこから流れ込む水などが湿地を形成しているということで、この区域の中で水源のかん養、水の確保はできると考えておりますが、ただ、勿論一般論としては、ご指摘のとおり、保全地域以外のところからの水も必要ということがございます。保全地域の周辺の自然環境、特に水辺とのつながりをつくっていくような行政的な取組みが必要になるかと思いますが、一方でそのような水源地を含めた大きな範囲を地域指定して規制をかけることが難しいということもございますので、指定するのは核となる区域ということになります。周辺環境については、例えば動植物が移動する経路をつくるとか、透水性の舗装に変えてもらうよう働きかけていくとか、そういった取組みをしております。

また、この指定区域は東側で瀬戸市と隣接していて、その瀬戸市側は自然公園地域となっており、自然環境保全地域と自然公園地域とは重複指定ができないことから、今回の指定区域の形となっております。

(石田委員)

豊根村の砦山地域の指定について、動物でヤマアカガエルやカジカガエルといった水域の生物があるが、水域だと上流下流といったつながりがあるが、今回の指定は先ほどの説明にもあった核となる陸域の指定で、水域は含まれないとの理解でよいか。また、水域が含まれる場合があるのか。

( 幹事：自然環境課 )

豊根村の今回の地域指定については、陸域のみで、水域は含まれておりません。水域が指定される場合があるかどうかですが、そういった場合もございます。例えば海辺ですとか、河口部分の干潟とか、今のところまだ指定された実績はございませんが、指定ができないかという可能性の調査はしております。

( 清水会長 )

いろいろな課題はたくさんあるかと思いますが、自然保全地域の指定を増やしていくことは悪いことではないと思いますのでご理解いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それではこの案件について、ご了解させていただきたいと思います。

ウ 結論

( 清水会長 )

知事からの諮問に対し、異議がない旨答申する。

( 3 ) その他

ア 説明

資料により、土地水資源課上手主幹から土地利用基本計画における森林地域の除外見込み案件の状況について、及び都市計画課担当者から都市計画の見直しについて説明。

イ 質疑

( 清水会長 )

今の説明は報告案件ということですが、質問等ありますか。

( 青山委員 )

新しくできる予定の額田インターチェンジ周辺の 5 キロメートル圏を都市計画区域へ編入する予定とのことだが、5 キロというのは決まっているのか。

( 幹事：都市計画課 )

この都市計画区域の指定にあたっては、現地の状況を調査しております。そこで一番決定的だったのは、平坦地がちょうど約 5 キロ圏で広がっており、この範囲で開発の可能性があるのではないかということで、設定させていただいております。

( 青山委員 )

この地域を実際に車で走ったりすると直線で 5 キロというのは非常に遠く感じた。区域指定にあたっては、岡崎市や地元の意向を十分配慮してほしい。

( 幹事：都市計画課 )

岡崎市と十分な調整のうえ、進めていきたいと考えております。

( 清水会長 )

この件は、都市計画審議会での議論をきちんと行っていただきたいと思います。また、資料中の必要性和内容がうまくつながらない気がするので、次回ここで議論するときにはそのあたりを説明していただきたいということをお願いしておいたほうがいいのかなという気がします。

それから愛知県全体を見ると、市街化調整区域の中でも実質的には既に市街化をしていて、それによって非常に不便な状況になっているところが多々ありますし、先ほど三浦委員が言われたように過疎地域において過度な抑制となっているところがあるというのもご指摘のとおりだと思いますが、そのあたりをどのように考えるかについては都市計画審議会のほうで具体的にいろいろと議論していただくようお願いするというところでよろしいでしょうか。

( 三浦委員 )

例えば工業専用地域というものをどのように捉えているのか。私の地元の豊田市は、優良農地を物流用施設等に転用して、新聞紙上等でいろいろとたたかかれていたところですが、これまでは工業地域をつくらうとすると大きな地域見直しをせずにそのときどきに、例えば企業庁が工業団地をつくってそこへ誘致するというけれども、それはある意味で地主や市町村が要求するところにつくっているだけであって、本当に工業の事業者が求めるところにつくっているのか。豊田市において工業専用地域は 99 パーセント充足してしまっており、もうできないのが現状だが、それでも豊田市において物流がやりたいとなると、どんどん優良農地をつぶしていくこととなる。県土の有効利用と書くのはいいが、このような問題に対応できていない。

( 幹事：都市計画課 )

少し補足させていただきます。先ほど会長からご指摘の点で、今回の都市計画見直しのコンセプトですが、昨今の少子高齢化やまた財政的な制約がある中で、集約型の都市構造にしていくということが一つ、それから、環境負荷が小さい低炭素型の環境に配慮した都市をつくっていくということ、この2点を今後の都市の姿として今回の見直しの中で位置づけております。その中で工業用地や住宅地においてもある程度コンパクトな形に集約していく必要があるという中で、駅周辺等交通の利便性がいいところに住居系、それからインターチェンジ周辺や幹線道路沿い等の物流の効率が図られるところに工業系を集約していくべきというような方向性を出させていただいております。しかしながら、コンパクトにするといっても今住んでいるところをすぐに引っ越せるわけでもございません。その中で山間部にしろ農村部にしろそれぞれの生活の拠点があるわけですから、そういう拠点についてはその拠点機能を極力高めること、都市部についても商業機能等の拠点機能があるわけで



すから、同様にそれらを高めていき、その中で自動車ばかりに頼る都市構造ではなくて、公共交通が拠点を結ぶ形で充実していく必要があるというような方向性を掲げており、その中で、必要な産業や居住空間を都市としてつくっていくという考え方となっております。

（三浦委員）

最後に要望しておきますが、これだけ愛知県が税収減だという中で、それではどうやって税収を増やすのか、一方で県外へ事業所が出ていってしまうようなことをしておいて、税収減にどう対応するのか等を具体的に反映させることなくきれいなことばかり書いてほしくないということを言うておく。

（清水会長）

土地のハードの話だけでなく、産業政策や就業政策を含めた県の施策の中で、それらを連携させて一体的にしっかり検討してほしいということですね。

（地域振興部長）

都市計画の見直しについて説明させていただきましたが、地区編入等では市町村との意見交換等によりその要望を十分に受け止めて、しっかりと都市計画部門では対応していただいておりますので、三浦委員がご指摘のような今後のニーズについてしっかりと反映されていると理解しておりますし、実際の企業のニーズと場所が合わないというようなご指摘もありましたが、それは具体のケースの中で調整を図っていきたいと考えております。また、先ほどの過疎地の問題でご指摘いただいた点につきましては、個別法では例えば農地の転用が難しいというような話にすぐなってしまうわけで、その点はおっしゃるとおりだと思いますが、我々はそういったこと全体について調整する場をこの土地水資源課で担っておりますから、具体の案件をご提案いただく中で、どういった観点から実現できるか等について、山村振興や都市計画、また農地のこと等、諸々の法規制をどうしたらクリアして実現できるかというようなことについて、いろいろと勉強、検討させていただきたいと思っておりますので、具体の案件をお示しいただきながら議論を進めていきたいと承知しておりますので、よろしくお願い致します。

（清水会長）

今我々のところでもいろいろと調査しておりまして、現在区画整理事業が展開しているところが全て完成すると、今の住宅規模の余剰分がとてつもなく増えるという計算があります。そういう意味でこれからはきちんと将来像を描いていく必要があります。またその中で、おそらく地域間競争が激化していくという予想があります。あちこちの土地や経済のいろいろな状況を、競争で取り合うという時代になってくる中で、この国土利用計画審議会というのは、おそらくそれをどういうふうに公正

に調整するかという機能を担っているのではないかと考えていますので、そのような視点でできるだけ見ていければと思っています。今後はいろいろなことがかなり厳しい状況となっていくかと思っておりますので、皆様ご協力よろしくお願い致します。

#### 4．閉会（清水会長）